

長岡造形大学地域協創センター規程

(目的)

第1条 この規程は、長岡造形大学学則第5条第2項及び公立大学法人長岡造形大学組織規程第7条第3項に規定する地域協創センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置の趣旨)

第2条 センターは、教育研究及び地域貢献の視点から地域社会や企業等と協働研究を推進し、新たな価値を創出するとともに、本学の研究成果を広く公表することを目的とし設置する。

(センター長)

第3条 センターにセンター長を置く。

2 センター長は、センターに関する業務を掌理する。

(業務の内容)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 産学官金連携によるデザイン研究開発等、産業の振興に関すること
- (2) 知的財産の管理及び活用に関すること
- (3) 地域連携による防災活動等、まちづくりの推進に関すること
- (4) N a D e C事業の推進に関すること
- (5) その他センターの目的を達成するために必要なこと

(地域協創センター会議)

第5条 センターに地域協創センター会議（以下「会議」という。）を置く。

(構成)

第6条 会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 第1号に掲げる者を除く者のうちから学科ごとに選出する教員 各1人
- (4) 地域協創課長
- (5) その他学長が指名する者 若干名

(任命・任期)

第7条 前条第3号及び第5号に規定する者は学長が任命する。

2 前条第3号及び第5号に規定する者の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第8条 会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 会議は、必要に応じて開催するものとし、議長が招集する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する構成員がその職務を代理する。

(審議事項)

第9条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) センターの管理運営の基本方針に関すること

(2) センターの業務計画に関すること

(3) その他センターに関すること

(学外有識者等の出席)

第10条 議長は、必要に応じ学外有識者等の出席を認め、意見を聴取することができる。

(事務)

第11条 センターに関する事務は、地域協創課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

